

農業農村整備事業予算の確保を求める意見書

農業農村整備事業は、良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保することにより、食料自給率・食料自給力の維持向上に寄与し、食料の安定供給の基礎的機能を果たすとともに、力強い農業を支える農業生産基盤の整備、農業水利施設の老朽化に対応した保全管理などにより農業の持続発展に資する重要な役割を担っている。

本県の農業水利施設の多くは、昭和40年代から50年代に整備されていることから、今後、耐用年数を迎え、老朽化に伴い機能低下等が危惧されている状況にあり、早急に更新する必要がある。

加えて、本県の水田整備率は74%と高い水準にあるものの、1ヘクタール以上の大区画化率は低い状況にあり、大区画化や水路を地中に埋設する地中管路化等の再整備を含めたほ場整備を進め、これを契機として担い手農家への農地集積を推進するとともに生産コストの低減を図る必要がある。

しかしながら、平成22年度以降、国の農業農村整備事業予算については、大幅に削減され、老朽化の進む農業水利施設の長寿命化対策にも支障が出るなど、現場のニーズに十分応えられていない状況にある。

よって、国においては、生産コストの低減に資するほ場整備、農業水利施設の長寿命化を図る整備等の推進に必要な農業農村整備事業予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月6日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
農林水産大臣	林芳正	殿

山形県議会議長 野川政文